

事務連絡  
令和2年3月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課  
文部科学大臣所管学校法人担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市ひとり親家庭支援担当部局  
各都道府県・指定都市・中核市生活困窮者自立支援制度主管部局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について

現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、小学校、中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、学校給食で使用する予定であった食品が未利用となり、場合によってはやむを得ず廃棄されることが懸念されます。

このような未利用食品の有効活用の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組であり、食品ロスの削減及び廃棄物処理の負担軽減の観点から積極的な取組が必要と考えています。

こうした状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの寄附推進のため、食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

また、この度取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、文部科学省では、「臨時休業に伴う学校給食休止への対応について」（令和2年2月28日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において周知したとおり（別添2）、「学校臨時休業対策費補助金」を創設しました。

具体的には、臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請とそのために学校設置者が要した費用等への支援（学校給食費返還等事業）等を行います。

学校給食費返還等事業については、学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費（フードバンクへ寄附した場合も含む）や業者への違約金等が含まれます。

また、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）も実施しています（別添3）。この新しい事業を活用して、未利用食品について、有効活用を進めていくことが可能です。

未利用食品の具体的な活用方法としては、生活困窮者自立支援制度を活用した生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことが考えられます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、居住に困難を抱える方に宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業や生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を実施するものです。

生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの事業の中で、未利用食品を有効活用していくことが重要です。例えば、公共料金を滞納されている世帯等を中心に配布し、生活上の困りごと等の相談のきっかけとすること、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の利用者に配布し、生活を支援したり、訪問と組み合わせで見守りに役立てること、学習支援と子ども食堂の一体的な実施を進める中で当該食品を活用して食事を提供すること等、事業の効果を高めている自治体の取組例もあります。

また、ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業におけるフードバンク等の協力による利用者宅への食品等の配布については、「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところ（別添4）が、新しい事業を活用することにより、これらの学習支援事業に併せて食品等の配布の取組がより一層しやすくなると考えられるところです。

このような取組を円滑に進めるためには、未利用食品の活用と生活困窮者やひとり親家庭の支援という双方の観点から、教育委員会や福祉部局、農林部局、環境部局などの庁内部局が連携して、情報共有しながら進める必要があります。このような庁内の連携体制の構築は、例えば、学校給食センター、フードバンク、自立相談支援機関の顔の見える関係の構築にもつながり、今回の小学校、中学校等の一斉臨

時休業への対応だけでなく、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時などへの対応にも役立つものであることから、今般を契機に連携を進め、取組を開始し、食品ロスの削減と生活困窮者やひとり親家庭の支援の充実・強化につなげていただくようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

また、各都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

<本件連絡先>

（「学校臨時休業対策費補助金」関係）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係・食育推進係・庶務助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694・2095・2692）

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」関係）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

TEL：03-5253-1111（内線4887）

（生活困窮者自立支援制度関係）

厚生労働省社会援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

TEL：03-5253-1111（内線2879）